

2 工事検査受検の実務

① ー 工事検査の立会

工事検査通信 No.11

発行：H28年6月22日

出納局 工事検査課



主任、課の行事予定表に入力してるんですが、
今度の検査に、主任も立ち会って頂くことでいいんですよね？



ん〜ん。
確か本庁の間締検査員が、来る案件だったよね？



そうです。
馬井建設工業さんが施工した『狸沢』です。
契約額は、約8千万円です。



轟課長に、出てもらうことにしよう。
課長には、話しておくから。



それって、主任が決めていいんですか？
何かルールはないんですか？



はっきりした決めは、なかったな。
要綱には、何か書いてあったなあ。



またまた、要綱ですね。
・・・ええと、第9条に、
『検査員は監督員及び受注者の立会の上実施する』となっております。
監督員の僕だけでもいいんですか？ 何か心配です。



心配無いって。
今回の案件は、課としての重点事業だから、
課長にも出てもらうようにするよ。
要綱では、「監督員」って書いてあるから
浩二君だけでいいことにはなってるけど、
事務所として判断しよう。



そうしてください。
僕だけというのは、避けましょう。
業者さんは、誰が立ち会うか僕から指示したほうがいいんですか？



業者さんに指示する根拠は無いから、
指示なんか出来ないよ。



でも、指示しなくて大丈夫ですかね？



業者さんは、分かっているから大丈夫だよ。
馬井建設工業さんだろう？
馬井さんには、指示でなく、誰が出るか聞いてごらん。
現場代理人さんとか、社内検査員さんが来るはずだから。



分かりました。
聞いておきます。

工事検査課では、
『工事に関する説明の出来る必要最小限の者でいい』
って言っているだろう。
今は、復旧・復興工事が集中してるから、
特に効率よくやらないとね。
そうは言っても、説明がきちんと出来ないとダメだよ。
訳の分からない人が来たってダメだからね。
「ぱっぱっ」と説明できると、あっという間に終わるけど、
皆して黙ってたり、図面と管理図が違ってたりすると、
次から次に確認されるから、時間がかかるからね。



そんなことあるんですか？

まあ、下請けさんに任せっぱなしだったりすると、
あり得るのよ。
もっとも、丸投げしたら建設業法違反になるけどね。



建設業法って何ですか？

建設会社と工事の要になってる法律だよ。
一回は、解説書でも見ておきなさい。
ところで、検査の時間と会場は決めたの？



は？

それでは、
次回は、検査の段取りの話をしよう。



●本日のポイント

「検査員は、監督員及び受注者の立会の上、検査を実施する」ことが定められています。工事検査の効率化のため、説明できる最低限の人で対応願います。

【関係資料】

- ・福島県工事検査実施要綱、第9条
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/159562.pdf>
- ・福島県工事検査実施要綱の運用、第9条関係
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/159563.pdf>

【登場人物の設定】

○福島県出先の某発注機関

顔無し : 轟(トウ) 課長



: 的丸(ママル) 主任



: 浩二(コウジ) 技師

○工事検査課

間締(マツメ) 専門工事検査員

○受注者

・げんこつ山の狸沢地区

馬井(ウマイ)建設工業

上手(ジョウ)現場代理人